

2019 年 7 月 30 日

日本学術会議第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会 第 7 回議事録

日時：令和元年（2019 年）7 月 30 日 13:45～16:00

場所：日本学術会議 5－A（1）会議室

出席者：亀田達也、亀本洋、木部暢子、古城佳子、戸田山和久、西尾チヅル、橋本伸也、
藤原聖子、町村敬志、松下佳代（スカイプ）、溝端佐登史、三成美保、宮崎恒二、
若尾政希（五十音順、敬称略）

欠席者：佐藤岩夫、本田由紀

議題（1）前回議事要旨の確認

（2）人文・社会科学研究者の研究環境と研究評価の現状と課題

——経済学者の立場から（仮題） 溝端佐登史 分科会副委員長

（3）分野ごとの研究環境と研究評価のあり方をめぐって

言語学分野について 木部暢子分科会幹事

経営学分野について 西尾チヅル分科会委員

政治学分野について 古城佳子分科会委員

（4）科学技術基本法改正問題をめぐって

（5）その他

資料（1）前回議事要旨（案）

（2）－1 人文・社会科学研究者の研究環境と研究評価の現状と課題－経済学分野
から

（2）－2 大学・研究者の研究環境と研究評価
～人文・社会科学の望ましい発展のために～

（3）－1 分野ごとの研究環境と研究評価のあり方をめぐって 言語分野について

（3）－2 経営学における研究業績の評価と課題

（3）－3 分野ごとの研究環境と研究評価のあり方を巡って－政治学分野について

（4）－1 科学技術基本法改正問題に関わる論点メモ

（4）－2 科学技術基本法改正問題資料

（4）－3 科学技術基本法改正問題資料（補遺）

（参考資料）第 4 期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的
指標等のあり方について（論点整理）

議題（１）前回議事要旨の確認

前回議事要旨（案）について、修正があればこの分科会の終了までにご発言いただくこととし、なければ確定としてホームページに公開することが確認された。

議題（２）人文・社会科学研究者の研究環境と研究評価の現状と課題—経済学者の立場から

溝端分科会副委員長より、資料２－１、資料２－２に基づき報告があり、その後、質疑応答が行われた。質疑応答の主な内容は以下のとおりである。

- 倫理、モラルサイエンス化を出すことによって、趨勢とは違う論点が出されたと思う。それと評価の関係は？
 - 経済学分野では、学問そのものがモラルサイエンスへ回帰し、評価の原理を見直そうという動きがある。
- 経済学分野において書籍が重視されない理由は？
 - 海外では日本とは異なる書籍の出し方が行われている。たとえば、教科書として書籍を刊行する等、書籍の出し方がモデル化している。書籍がモデル化すればするほどジャーナルの評価が高くなり、ペーパーを重視する方が合理的ということになる。
- 共同研究で１つのペーパーを出すのと、個人で出すのとで違いがあるのか。
 - シングルオーサーがないのは問題だが、個人の評価に違いはない。
- 経営学分野でも似たような問題をかかえていると感じた。経済学分野では、学位は出やすいのか。
 - Ph.D. そのものは、ある程度、形が定まっているが、取りやすいかどうかというと、経済学の方がとりにくいのではないかと。３年で博士論文を書くのは難しい。
- 学位に関して、理工系と同じように、審査ペーパーがあればいいのか、それとも内容が体系化されていなければならないのか。
 - 若い人は書きやすいものを出す傾向があるので、最近は、理論研究やマクロ経済学、ミクロ経済学などの体系化された研究をやる人が少なくなった。
- 若い人のジョブマーケットについて、経済学分野では、国内・国外を含めた機会が連続的に用意されているので困らないという状況があるのか。
 - ドクターまでいってジョブがあるかというと、そうではない。分野により就職の偏りがある。たとえば、統計学はすぐに就職が決まるが、そうでない分野もある。理論系、応用系は海外で就職が決まることが多い。
- 経済学の新たなトレンドや質の問題に踏み込んだ経済学者が現れるためには、経済学者が数値的なものだけで評価されるというのは、どうだろうか。ビブリオが企業の力によってなされていることについては、自覚しておかなければならないと思う。
 - 経済学が発展するときには、これまで理論を中心に発展してきた。これからもそうだ

と思われる。ビブリオについては、引用率がある程度を超えると無効になるなどの規制を設けたり、狭い範囲で相互サイテーションが行われたりすることに対する研究者コミュニティの判断が必要である。

(3) 分野ごとの研究環境と研究評価のあり方をめぐって

本部委員より資料3-1に基づき言語学分野についての報告、西尾委員より資料3-2に基づき経営学分野についての報告、古城委員より資料3-3に基づき政治学分野についての報告があった。その後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおりである。

- 人文・社会科学系の学術研究は、コミュニティ社会に向けて発信するものである。理系はそうでない。その点を強調すべきではないか。
- ディシプリンをどう発展させるかの部分を残しておくような評価システムにすべきである。
- 日本の文化や歴史に関する研究成果について
 - 日本に関する研究を行っている研究者には、積極的に英語で研究成果を発信することが諸外国でも期待されている。そのためには、英語で日本に関する研究を発信できるような人材を育てる必要がある。しかしそのことと、研究評価において英語を優位に置くこととは別問題であって、日本語による研究成果を低く扱うことには大きな問題がある。
 - 日本に関する研究を英語で表現するには限界があり、日本語で書く論文と英語で書く論文とは異なる業績であるといってもよい。それを別々にカウントするシステムをつくるべきである。
- 評価によって学問の幅が狭められることについて
 - 若手研究者は、評価に対して敏感である。そのため、高い評価を受けやすい分野やすぐに成果が出るような分野に研究がシフトしている。このままでは、学問分野の幅が狭められることになり、学問が危機にある。
 - 若手世代とシニア世代とでは、研究業績に関する考え方が違っている。それを深刻に受け止めなければ、ここでの議論が伝わっていかない。
- 研究分野による評価に対する考え方の違いについて
 - 法学では、査読誌の方がいいという基準はない。また、書籍の方が評価が高いということもない。
 - 人文系と社会系では、評価の現状や考え方に違いがあると感じた。
 - 人文系と社会系の違いというより、グラデーション的であると感じた。
- 国公立立といった設置形態ごとに異なる評価が行われる中で、日本学術会議としてどのようなスタンスに立つべきか。
 - 国立大学の法人評価に限らず、今後、評価のシステム自体が大きく変わる可能性があ

る。どういう仕組みで大学が評価されようとしているのかということを考えなければ、的外れな議論になる可能性がある。

- 国立大学で行われている評価が、いずれは学術全体に影響を与えるというスタンスをもつ必要があるのではないか。

（４）科学技術基本法改正問題をめぐって

橋本分科会委員長より、資料４－１、資料４－２、資料４－３に基づいて説明があり、その後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおりである。

- 人文社会科学を除外した当初の意図と、現在の改正の意図がねじれているようだが。
- 当初は、文部省と科学技術庁とのあいだの管轄問題があり、それにより、人文・社会科学が法の外に置かれたのではないか。今回の改正は、科学技術イノベーションの発展の中で生じたという経緯である。人文・社会科学を除外したイノベーションはあり得ないということがいわれている。
- 人文科学と人文学との違いをどう考えるのか。人文学の中には科学の中に人文学を入れるのを嫌う人もいる。
- 法律用語としては、人文科学という語によって人文学も社会科学もさして使うことになっている。
- 法律が改正されることの波及効果がまだ不透明なので、改正の是非を判断するのが難しい。
- 第４期科学技術基本計画（平成 23～27 年）から科学技術基本計画に人文科学を入れている。それにあわせて法律を変えるという意見がある。

（５）その他

町村委員より、日本社会学会から日本と韓国が共同で会議を開催したいという依頼が来ている。他の学会でもそのような動きがあれば教えてほしい。